○最高裁判所告示第四号

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行に伴い、最高裁判所により、次に掲げる告示（以下「旧告示」という。）が廃止されたので、民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則（令和四年最高裁判所規則第一号）第一条第二項に基づき告示する。

令和八年一月二十九日

最高裁判所長官　今崎　幸彦

一　民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いてする民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続における申立てその他の申述を取り扱う裁判所（令和四年最高裁判所告示第三号）

二　民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いてする民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続における申立てその他の申述を取り扱う裁判所（令和四年最高裁判所告示第四号）

三　民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いてする民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続における申立てその他の申述を取り扱う裁判所（令和四年最高裁判所告示第七号）

四　民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いてする民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続における申立てその他の申述を取り扱う裁判所（令和五年最高裁判所告示第二号）

五　民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いてする民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続における申立てその他の申述を取り扱う裁判所（令和五年最高裁判所告示第三号）

六　民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いてする民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続における申立てその他の申述を取り扱う裁判所（令和五年最高裁判所告示第五号）

七　民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いてする民事訴訟手続における申立てその他の申述を取り扱う裁判所（令和七年最高裁判所告示第二号）

附　則

（施行期日）

1　この告示は、民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

（経過措置）

2　訴えに係る事件（人事訴訟法（平成十五年法律第百九号）第二条に規定する人事訴訟をいう。）及び家庭裁判所における執行関係訴訟（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十四条又は第三十三条から第三十五条まで（第二十四条及び第三十五条を除き、これらの規定を民事保全法（平成元年法律第九十一号）第四十六条において準用する場合を含む。）に規定する訴えに係る訴訟であって家庭裁判所の管轄に属するものをいう。）に係る事件を除く。）であってこの告示の施行の日（以下「施行日」という。）前に提起されたもの（施行日前にされた訴え以外の申立てについて、施行日以後に当該申立てに係る法令の規定により当該申立て時に訴えの提起があったものとみなされるものを含む。）及び施行日前に開始された民事訴訟に関する事件（訴えに係る事件を除く。）における民事訴訟法等の一部を改正する法律による改正前の民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いてする民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続における申立てその他の申述については、この告示の本則の規定による廃止前の旧告示の規定は、この告示の施行後も、なお効力を有する。

国会事項

参議院

議員退職

比例代表選出議員青山繁晴は、公職選挙法第九十条により、一月二十七日退職者となった。

通知書受領

一月二十七日内閣から、次の質問については、いずれも検討する必要があり、これに日時を要するため、それぞれ明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による各通知書を受領した。

参議院議員小池晃提出旧長生炭鉱水没事故の遺骨返還に関する質問（第一号）（答弁することができる期限　二月三日）

参議院議員奥田ふみよ提出災害ＮＰＯや民間ボランティア団体等による重機を活用した障害物除去に関する質問（第二号）（同　二月三日）

参議院議員奥田ふみよ提出原子力防災に係る緊急時対応の改定及び了承に関する質問（第三号）（同　二月三日）

参議院議員奥田ふみよ提出「外国からの不当な干渉」に関する質問（第四号）（同　二月三日）

官庁報告

官庁事項

北海道開発局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十九日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百四十二号

(三)　占用を制限する区域　北海道足寄郡陸別町字陸別原野分線五番三地内

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　令和八年一月二十九日

(七)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

人事異動

内閣

（特許庁長官）経済産業事務官　河西　康之

（経済産業省大臣官房審議官（重点政策高度化、経済産業政策局担当））同　小林　浩史

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する（各通）（一月二十六日）

内閣府

稲葉　延雄

願に依り中央防災会議委員を免ずる

井上　樹彦

中央防災会議委員に任命する（以上一月二十五日）